

子育て短期支援事業

お子さんを養育している家庭の保護者の都合により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、原則として7日以内の期間、児童養護施設等で緊急保護する制度です。

対象者 市内に居住し、保護者が病気や出産、冠婚葬祭、看護、災害、事故、出張、学校等への公的行事への参加等の社会的事由により、他に養育する者がいない場合や緊急的に保護を必要とする場合で市長が保護を認めたものです。

費用 利用者負担金は、所得によって決まります。

問合せ先 こども福祉課 TEL 0299-95-9576

ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助を受けたい方(利用会員)と、援助を行いたい方(子育てサポーター)が、それぞれ会員登録し、相互援助を行う会員組織です。市より委託を受け児童館指定管理者が運営しています。

◆ サービスの主な内容

- 保育施設や幼稚園、学校などの帰宅後や休みの時の預かりや送迎
- 買い物やリフレッシュ、外出したい時などの預かり
- 学校や園の行事、冠婚葬祭など子どもを連れて行けない時の預かりなど…
お気軽にご相談下さい。

◆ 1時間あたりの利用料

- 7:00～19:00 …………… 650円
- 6:00～7:00及び19:00～22:00 750円

◆ 時間延長の場合

- 30分以内 …………… 1時間の利用料の半額
- 30分を越えて1時間まで … 1時間の利用料

手続きに必要なもの 印鑑

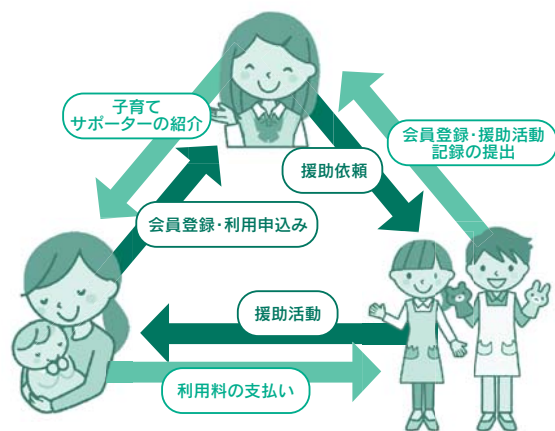
問合せ・入会のお申し込み

かみすファミリーサポートセンター

神栖本部(平泉児童センター内) TEL 070-8697-5018

波崎支部(女性・子どもセンター内) TEL 070-8697-5019

サポートセンターのしくみ



児童センター、児童館及び女性・子どもセンターでも保育サービスが受けられます。

